こんにちは ハローワーク

令和５年１月４日発行

１ 月号

築館公共職業安定所
栗原市築館薬師２丁目２－１　TEL 0228－22－2531

ハローワークからのお知らせ

ハローワークへの事務手続きについて御社の業務をデジタル化しませんか！

１　求人関係

○　求人申し込みは「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコン・スマートフォンからオンラインでできます。求人者マイページを活用することで様々なメリットがあり、詳細は２ページをご覧願います。現在、<u>７０％以上の栗原市内の事業所が求人者マイページから求人申し込み</u>をしています。ご不明な点は当所求人担当あてに連絡願います。

２　雇用保険適用関係

○　雇用保険の各種手続きを電子申請（会社のインターネットを通じて行うこと）出来ます。総務省が運営するｅ－Ｇｏｖ（イーガブ）から電子申請を活用することで厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。電子申請を活用することで様々なメリットがあり、詳細は３ページをご覧願います。現在、<u>当所では７０％以上の事業所からの雇用保険手続きが電子申請</u>となっております。ご不明な点は当所雇用保険担当あてに連絡願います。

労働市場の動き（11月内容）

ハローワーク築館管内の求人･求職者の動向

◆11月の有効求人倍率は１.63倍
◆月間有効求人数は1,400人、月間有効求職者数は857人

・新規求人数は474人と、前月に比べ3．９%の減少となり、前年同月比でも20．5%の減少となりました。
・新規求人は主な産業別では前年同月比で運輸業が88．2%、宿泊業・飲食サービス業が６８．８%、製造業が２８．４%増加した一方で、サービス業が46．９%、医療・福祉が42．３%、建設業が38．６%、生活関連サービス業・娯楽業が３３．３%、卸売・小売業が8．５%減少しました。
・新規求職申込件数は１７４人と、前月に比べ１５．５%減少し、前年同月比でも９．８%減少しました。
・このため、１１月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数１，４００人に対し、月間有効求職者数８５７人で、有効求人倍率は、１．６３倍となり、先月より０．０６ポイント増加しました。

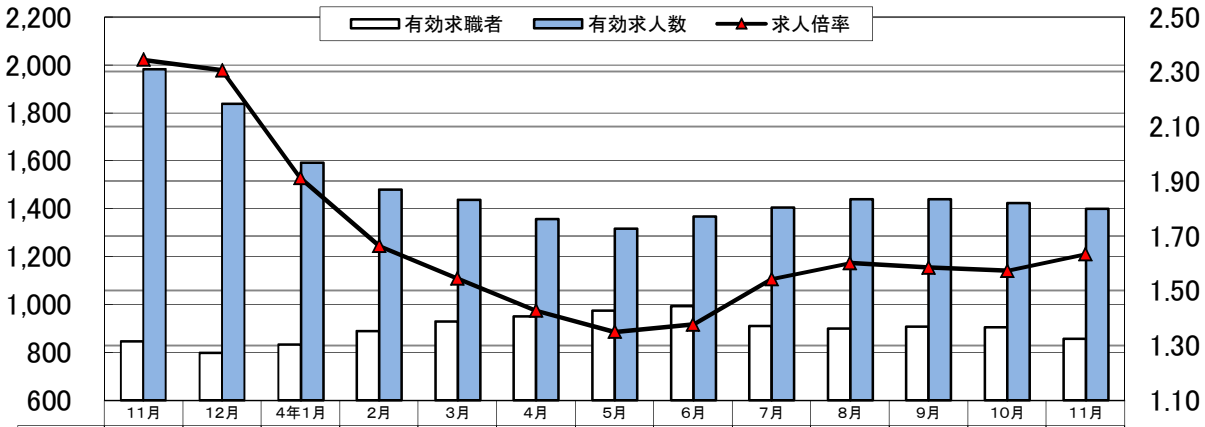

	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
有効求職者	846	798	834	889	931	951	976	993	910	900	909	906	857
有効求人数	1,983	1,839	1,594	1,480	1,439	1,359	1,318	1,368	1,405	1,441	1,441	1,425	1,400
求人倍率	2.34	2.30	1.91	1.66	1.55	1.43	1.35	1.38	1.54	1.60	1.59	1.57	1.63

雇用の動き（１１月内容）

一般職業紹介状況

（パートタイムを含む）

項　目		当　月	前月比（%）	前年同月比（%）
求職関係	新規求職者数	174	▲ 15.5	▲ 9.8
	うち45歳以上	107	▲ 1.8	3.9
	有効求職者数	857	▲ 5.4	1.3
	うち45歳以上	498	▲ 2.2	1.2
求人関係	新規求人数	474	▲ 3.9	▲ 20.5
	うち常用	457	1.6	▲ 20.0
	有効求人数	1,400	▲ 1.8	▲ 29.4
	うち常用	1,322	▲ 1.7	▲ 28.2
紹介関係	紹介件数	192	9.7	2.7
	うち常用	167	0.6	9.9
就職関係	就職件数	75	▲ 1.3	▲ 3.8
	うち常用	70	0.0	▲ 4.1

雇用保険適用状況

項　目		当　月	前月比（%）	前年同月比（%）
被保険者関係	資格取得者数	201	3.6	12.3
	資格喪失者数	156	▲ 33.6	▲ 7.1
	月末現在被保険者数	17,293	0.2	▲ 1.6

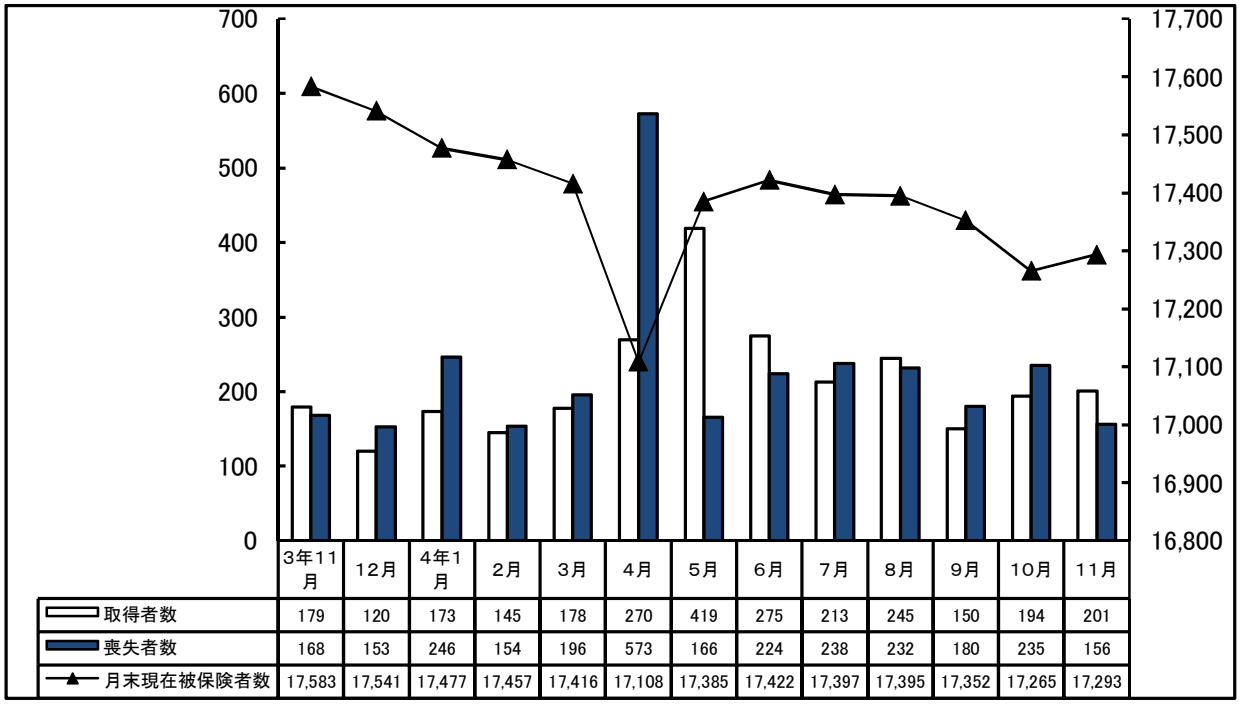

	3年11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
取得者数	179	120	173	145	178	270	419	275	213	245	150	194	201
喪失者数	168	153	246	154	196	573	166	224	238	232	180	235	156
月末現在被保険者数	17,583	17,541	17,477	17,457	17,416	17,108	17,385	17,422	17,397	17,395	17,352	17,265	17,293

ハローワークをご利用の事業主の皆さまへ

ご希望あれば、ハローワーク職員が訪問し、開設を支援します！

求人申込みには、求人者マイページの活用をご検討ください！

「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

メリット①：いつでも、どこでも求人申込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申込みできるので、在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。

メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、応募につなげていくことが可能です。

メリット③：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。

※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にＰＲ（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

メリット④：過去に出した求人データを活用（転用）できます！

過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるため、求人情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

【お問い合わせ先】
ハローワーク築館　求人担当
0228-22-2531

【求人者マイページの詳細はこちら】
ハローワークインターネットサービス
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　都道府県労働局・ハローワーク

LL041110 首01

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請は**記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時までに提出**してくださいますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移

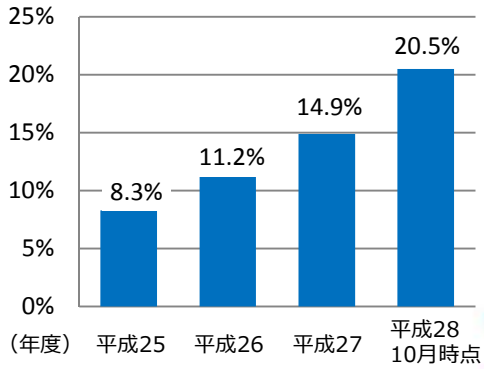

「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます！

電子申請は
e-Gov（イーガブ）
イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ **e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。**
電話番号：050-3786-2225 ／ ＦＡＸ：050-3786-2226
e-Gov お問合せフォーム：https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html

<参考マニュアル>
・オンライン申請ガイドブック http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf
・ 雇用保険手続マニュアル http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/
・ e-Gov 電子申請講習会資料 http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。

都道府県労働局・ハローワーク

LL290208保01